

[事案 21-9] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 22 年 4 月 27 日 和解成立

< 事案の概要 >

契約者の関知しない保険契約は無効であるとし、保険料の返還を求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 20 年に保険料の振込督促状が届き、私が契約者（被保険者）となっている全く知らない保険契約（契約：終身保険）が、同 10 年に成立していることが判った。この契約（契約）は、営業担当者と義母との間で契約されたものと思われ、夫が義母に問い質したところ、営業担当者から「義母が記入し、押印しても問題ない」と説明され、契約したと言っている。

同時に加入した別の保険契約（契約、生存給付金付定期保険）もあるが、この保険は前に義母から話を聞き、保険証券も手元にあるので追認したと言われれば止むを得ないが、契約については、契約者である自分が全く知らない契約であり、契約は無効である旨申し出た。

保険会社は、私が 19 年に「生年月日訂正届出書」を提出したことは追認行為に当り、契約は有効に継続していると主張するが、無効な行為は追認によってもその効力を生じないものであり、契約を破棄し既払込保険料を速やかに返還して欲しい。

< 保険会社の主張 >

本件契約については、下記のとおり、申立人から無権代理行為の追認があったものと認定することが妥当であり、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 契約当時、営業担当者は義母から「嫁の保険を考えて欲しい」旨の依頼を受け、設計書を用い義母に説明したところ申立人が加入する旨申し出があった。そこで、申立人と会う約束をとったが、申立人が時間に遅れたため、義母は「申込書は預かり事務に渡しておくから取りにければいい」と言われ、結果として申立人の面前での申込みを受けなかった。
- (2) 当初申出があった際、申立人は、保険料は義母である A さんに連絡し請求して欲しいと言っていたのであり、本件契約の無効そのものを求めてはいなかった。
- (3) 申立人は、平成 19 年 7 月に、「生年月日（性別）訂正届書」を提出、「生年月日（性別）訂正届書」にはいずれも文書の中央において「以下の契約につきましても同時に契約者・すえ置金受取人の生年月日の訂正を行ないます。組第 xxx - xxx 号（契約の証券番号）」と記載されており、客観的にみて本件契約の有効を前提にした届出であることが示されている
- (4) 本件契約の加入と同一時期に、全く同様に、義母が営業担当者から預かった後に、申込書類等を当社に提出し保険料を負担し加入した別件契約について、申立人は、すえ置金全額の請求をしている他、その 3 年前の 16 年にも生存給付金請求書を自分で記入・押印等して請求し給付金を受領しており、申立人は別件契約については追認を否定することが難しいとしている。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人、保険会社から提出のあった書面にもとづき契約締結時の状況

等につき審理を行い、裁定審査会の見解を保険会社に伝え、和解の斡旋を行ったところ、保険会社から、和解案の提示があり、同案を申立人に提示したところ、同意が得られたので、和解契約書の調印をもって円満に解決した。